

4・1 国際条約関連

4・1・1 IMO 法律委員会における条約案等の検討

国際海事機関(IMO)法律委員会では、海事法務に関する条約の策定および改正等について審議が行われている。平成25(2013)年の同委員会における主要議題としては、「船内で発生した重大事件の申し立て後又は船舶からの行方不明者の報告後の証拠の照合及び保全並びに被害者の心身ケア」や「洋上油開発による油汚染損害に対する責任と補償」等があげられる。

1. IMO 第 100 回法律委員会の模様

IMO 第 100 回法律委員会(LEG100)が平成 25(2013)年 4 月 15 日から 19 日にかけてロンドンの IMO 本部で開催された。

(1) 船内で発生した重大事件の申し立て後又は船舶からの行方不明者の報告後の証拠の照合及び保全並びに被害者の心身ケア

平成 23(2011)年 11 月の IMO 総会決議に「船内で重大犯罪が発生、又は行方不明者の報告があった場合、(船長は)証拠の照合及び保全に協力すること」および「(船長は)重大犯罪の被害者の心身のケアに協力すること」との内容が含まれたことを受け、平成 24(2012)年 4 月の LEG99 において、船内で発生した重大事件の申し立て後又は船舶からの行方不明者の報告後の証拠の照合及び保全並びに被害者の心身ケアに関する指針を 2 ヶ年で作成することが承認された。これを受け、LEG100 から新規議題として本件が検討されることとなり、英国等から提案された指針案について審議が行われた。

本会議(4 月 15 日 AM)の審議では、指針案は概ね支持を得たが、同案を元に更なる検討が必要との意見が多く出されたこともあり、WG を設置して更に検討することとなった。なお、日本からも(故意を除き)船長に責任を問わないガイドラインを前提として支持を表明したうえで、参照用のマニュアルとの位置づけである旨確認したいとの発言を行い、詳細は更に検討が必要である旨指摘した。

本会議(4 月 15 日 AM)の主な意見は以下のとおり。

- ・ 指針案は簡潔なものとすべきであり、特に Section4 が詳細にすぎる。
- ・ LEG100 で指針案をまとめるためにあらゆる努力がなされるべきである。
- ・ 管轄権の問題は複雑なため、指針案は証拠保全に焦点を絞り管轄権に深く言及すべきではない。
- ・ (提案文書にある)性的暴行の前科者の乗船拒否は実行が難しく、人権に反する恐れもあり、指針の範疇外である。
- ・ 船長は当局と連携して証拠保全に努めるべきだが、犯罪捜査について専門的な教育を受けていない船長は、証拠保全に関して故意や重大な過失が無ければ責任を負うべきではない。

＜WG(4月15日PM～17日)＞

指針案の主提案者である英国を議長とするWGが本会議と並行して開催され、同案を元に更なる検討が行われた。(日本を含む35ヶ国と5団体が参加。)

WGでは、船長の最重要任務は人命保護、旅客および乗員の安全確保であり指針の内容が船長の義務となるものではないとの認識の下、対象期間を当局の捜査開始までとすることが明記される等、船社実務を踏まえた検討が進められた

一方、付録については内容が詳細にすぎ実効性に疑問もあることから、日本は指針作成の当初のスケジュールであった平成26(2014)年まで更に検討が必要との認識にあったが、WG議長より「海賊及び武装強盗の犯罪捜査を支援するための指針(MSC.1/Circ.1404)」をベースとした付録部分については修正不要のため検討対象に含めないとの方針が示され、米国／クルーズライン国際協会(CLIA)等がこれを支持した。

このため、議場外でMSC.1/Circ.1404は専門家向けガイドラインであり船長が行うには詳細にすぎるとの日本(JSA)の懸念を国際海運会議所(ICS)およびCLIA(／米国)に伝え理解を求めたうえで、日本より議場で付録の詳細な内容を受容するには、指針の付録の内容を使用すべき(should use)との表現を参照すべき(should considerもしくはrefer to)に変更する必要があるとの指摘を行ったところ、議長より難色が示されたものの、ICSおよびCLIA等から同発言に支持が示され、表現がcould useに弱められた。

また、議場外で日本に対してICSおよびCLIA(／米国)より付録の内容が専門家向けのMSC.1/Circ.1404を援用したものであり犯罪捜査の専門家ではない船長の使用には配慮が必要との主旨の前書きを挿入することについて相談があり、米国から日本/ICS/CLIAの協力に謝意が示されたうえで付録に同前書きを挿入することが提案された結果、参照用マニュアルである旨が強調される内容の前書きが挿入された。(以下※2参照。)

なお、WGでの主な改正点は以下のとおり。

- ・ 指針は証拠の保全と収集に集中すべきことから”collation”を”collection”に変更。
- ・ 被害者心理の配慮およびケアが必要な対象を限定させないため、”victim”を”persons affected”に変更。
- ・ 決議案の前文から性犯罪の前科者を乗船させないとの文言を削除。
- ・ 指針案では管轄権を扱わないこととして該当部分を修正。
- ・ 指針案の”Introduction”に「船長は犯罪捜査の専門家ではないことから本指針により船長が責任を問われるものではない」ことを明記(※1)。
- ・ 包括的な犯罪リストや重大犯罪の定義は記載しないこととして該当の付録部分を削除し、本文に一般的な文書を挿入。
- ・ MSC.1/Circ.1404をベースとする付録2のsection1～4は、MSC.1/Circ.1404が締約国に

宛てられたものであり対象を専門家としていることから、船長は当局の助言とともに使用することとして、前置き(※2)を追記。

(※1)

The master is not a professional crime scene investigator and does not act as a criminal law enforcement official when applying these Guidelines. These Guidelines should not be construed as establishing a basis of any liability, criminal or otherwise, of the master in preserving and/or handling evidence or related matters.

(※2)

The guidance provided in sections 1-4 of this appendix is derived from MSC.1/Circ.1404. That guidance was addressed to Member Governments and was originally developed to provide guidance to investigators to assist in the investigation of the crimes of piracy and armed robbery against ships. It is understood that the master is not a professional crime scene investigator and does not act in the capacity of a criminal law enforcement official and that the guidance in sections 1-4 will likely only be applied in limited and exceptional circumstances by masters who may be called upon to collect evidence that may otherwise be lost if no action is taken.

WG 終了後、WG 議長より同検討結果が本会議(4月18日 AM)に報告され、指針案が承認された。

(2) 洋上油開発による油汚染損害に対する責任と補償

LEG99 において、二国間／地域での取り決めのモデルとなるガイダンスを作成するために検討を継続することとした「洋上石油開発による越境油汚染損害に対する責任及び補償に関する新たな国際的枠組みの構築」について、提案者のインドネシアより、関心国による洋上石油開発による越境汚染損害に関する責任及び補償に関する国際会議の結果報告が行われた。本件に対する IMO の関与の仕方およびその是非について様々な意見が述べられた結果、既に二国間／地域の協定を有する加盟国に情報提供を促すとともに、今後もインドネシアが主導して非公式協議グループにおいて検討を続けることとなった。

(3) 1996 年の海事債権についての責任の制限に関する条約(96LLMC)非公式会合

3 月末にベルギー代表より日本代表団メンバーに対して、LEG100 の 2 日目に会議の空き時間を利用して 96LLMC とバンカー油による汚染との関係について非公式(非公開)に会合を開催したいとして参加の打診があり、日本から海事局担当官他が出席した。同会合では、ベルギー等が 96LLMC 限度額改正の決着後もバンカー油による汚染損害の問題は残っていると主張する一方、英国より 96LLMC 限度額改正が決まったばかりで更なる引上げには反対の国が多いと考えられるとの発言があり、また ICS や国際 P&I グループ(IGPI)より改正が必要なことを証明できるデータも無く compelling need が無い旨指摘され、解散したとのこと。

(4) 第 100 回法律委員会記念式典

4 月 18 日 PM に第 100 回の開催を記念して式典が行われた。関水 IMO 事務局長や現・前 LEG 議長のほか柳井国際海洋法裁判所長等による講演が行われた。